ACSES ニュースレター_２４７３号（2023 年 3 月 17 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（21 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇労働災害発生状況〈厚生労働省〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・調理パン原因、いわきで園児ら 142 人食中毒　ノロウイルス検出〈新聞報道〉
・食中毒事件一覧速報　令和５年（2023 年）食中毒発生事例（速報）〈厚生労働省〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を取りまとめました〈文部科学省〉
・「CDR　Child Death Review　予防のためのこどもの死亡検証」　特設サイトを開設しました〈厚生労働省〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・伊方原発で水中カメラに不具合　定期検査の進行・放射能の影響なし【愛媛】〈放送報道〉
・志賀原発 2 号機敷地内に「活断層ない」北陸電力の主張を了承した審査会合の判断は「妥当」原子力規制委〈放送報道〉
[2]［特集］新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇マスク
[3] 爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について（令和５年３月３日薬生総発 0303 第１号・薬生薬審発 0303 第１号・薬生監麻発 0303 第３号）〈厚生労働省〉
[4] 病院におけるアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査の調査結果について〈厚生労働省〉
[5] 「石綿による疾病の認定基準について」の一部改正について（令和５年３月１日基発 0301 第１号）〈厚生労働省〉
[6] 米が厳格規制、「永遠の化学物質」の有害性とは〈Web 報道〉
[7] 農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[8] 食品安全衛生関係
◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇食品関連情報〈国立医薬品食品衛生研究所〉
[9] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　３件　　［公募結果、意見募集結果］　３件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　５件
[11] 海外の化学物質管理情報
〇米国及び EU 等：２件　〇国際：２件　〇欧州：20 件　〇米国：10 件　〇スイス連邦：１件
〇オーストラリア：１件
[12] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　◇その他：１件

胡瓜草（キュウリグサ）

［付録］
◇「定期購入」トラブル急増！！－低価格を強調する販売サイトには警戒が必要！－〈国民生活センター〉
◇プレートが外れたシャワーヘッド〈国民生活センター〉
◇研究施設から不審火が…！その後自ら命を絶った山形大学スタッフが「放火未遂」で書類送検されるまで〈Web 報道〉
◇研究費 3000 万円を不正使用…！国立・山形大学で前代未聞の不祥事が連発したヤバすぎる背景〈Web 報道〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇労働災害発生状況

＜厚生労働省　2023 年 3 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c5fkJ00TXKddNSvhY

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和５年）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	合計
全産業	24	5	1	3	6	7	20	0	0	4	1	1	0	0	1	0	12	0	0	85
製造業	3	1	0	1	1	1	6	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	16
鉱業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
建設業	10	0	1	0	3	1	5	0	0	1	0	1	0	0	0	0	3	0	0	25
交通運輸事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
陸上貨物運送事業	5	1	0	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	17
港湾運送業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
林業	0	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
農業、畜産・水産業	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
第三次産業	3	1	0	2	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	16
商業	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5
うち小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融・広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

うち社会福祉施設	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
接客・娯楽	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
うち飲食店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清掃・と畜	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
警備業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2023 年 3 月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032551/

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：124 件

うち重大事故等として通知された事案：48 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2023 年 3 月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032553/

1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):11件

(2)事故情報(食中毒情報)：16件

2. リコール・自主回収情報

(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：41件

(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：８件

・調理パン原因、いわきで園児ら 142 人食中毒　ノロウイルス検出

＜福島民友新聞　2023 年 3 月 16 日＞

https://www.minyu-net.com/news/news/FM20230316-764297.php

https://news.yahoo.co.jp/articles/0b1cac08e2039c6d43078445877b758e4656b945

いわき市保健所は 15 日、市内の幼稚園や保育園など八つの施設やグループで、園児ら 142 人に嘔吐（おうと）や下痢などの食中毒とみられる症状が確認されたと発表した。このうち 38 人から検査でノロウイルスが検出され、市は市内の菓子製造業社の調理パンによる食中毒と断定した。

残る発症者についても原因の特定を進める。

市保健所によると、発症者が出たのは市内の保育所 4 施設、幼稚園 3 施設、親族の集まりで食事をした 1 グループ。それぞれ 9～10 日にかけて、お別れ会といった行事などで同店が製造した卵サンドやハムサンドなどの調理パンを食べ、症状を訴えたという。ほとんどが軽症で既に回復しており、大人 1 人が入院したが快方に向かっているという。

市保健所は同店を 15 日から 3 日間の営業停止処分にした。13 日から既に営業を自粛していたという。

・食中毒事件一覧速報　令和５年（2023 年）食中毒発生事例（速報）

＜厚生労働省　2023 年 3 月 6 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/04.html

病因物質が化学物質とされた食中毒の事例は無かった。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を取りまとめました

＜文部科学省　2023 年 3 月 16 日＞

https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/unauthorized_access_r4.html
---
・「CDR　Child Death Review　予防のためのこどもの死亡検証」　特設サイトを開設しました
＜厚生労働省　2023 年 3 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7fEB20zfId9FfvBY

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・伊方原発で水中カメラに不具合　定期検査の進行・放射能の影響なし【愛媛】
＜テレビ愛媛　2023 年 3 月 16 日＞　https://www.ebc.co.jp/news/data/?sn=EBC2023031512301
https://news.yahoo.co.jp/articles/90d461dce9690ed57541f8fd510668522111d602
定期検査中の伊方原発３号機で１５日未明、燃料の検査に使われる水中テレビカメラに不具合がありました。放射能の影響などはないということです。
四国電力によりますと伊方原発３号機で定期検査中の１５日午前３時５０分頃、原子炉格納容器から取り出した燃料をチェックする水中テレビカメラに不具合が発生しました。カメラの光量を調整する装置に異常があったということです。
不具合は約２時間後に復旧。燃料の取り出し作業は再開されていて、定期検査の進行に影響はないとしています。また装置の不具合による環境への放射能の影響はなく、四国電力は原因を調査しています。

・志賀原発 2 号機敷地内に「活断層ない」北陸電力の主張を了承した審査会合の判断は「妥当」原子力規制委
＜富山テレビ　2023 年 3 月 15 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/e241410085dc6c5df3d9fa22c9a73f8dd18cf56f
志賀原子力発電所 2 号機の敷地内に「活断層はない」とする北陸電力の主張を了承したことについて、原子力規制委員会は、この審査結果を妥当と結論付けました。
15 日開かれた原子力規制委員会の定例会合で、見解が示されたものです。
志賀原発 2 号機を巡っては、2016 年に有識者による調査団が敷地内の複数の断層について、12～13 万年前以降に「活動した可能性がある」などと評価していたのに対し、この 3 月に入り行われた審査会合では、「活断層はない」とする主張が概ね了承されました。
15 日の定例会合では、審査の担当者が、有識者による調査は「限られたデータに基づいて行われたものである」と説明し、その後、北陸電力が「鉱物脈法」と呼ばれる手法でデータを大幅に拡充したことで有識者が「課題」としていた内容についても妥当な検討がされていると述べました。
これに対し、委員は、「新たな知見が示されることは考えにくい」「有識者が示した課題は十分クリアされた」などと述べ、あらためて有識者に意見を聴く必要はなく、審査会合の判断が妥当だと結論付けました。
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2023 年 3 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=a4_8P1ULRL9FLcL5Y
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について　（検疫）
＜厚生労働省　2023 年 3 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9ekZw1THOcddZ2hY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年３月 16 日版）
＜厚生労働省　2023 年 3 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-x9sr8Wb1C_VvVRpY

[対策・予防]

◇マスク

・通学電車はマスク着用を推奨　学校生活、4 月から基本不要

＜共同通信　2023 年 3 月 15 日＞　https://www.47news.jp/news/9062287.html

新型コロナウイルス対策のマスク着用について、文部科学省が学校向けに 4 月の新学期からの着用ルール案をまとめたことが 15 日、関係者への取材で分かった。児童生徒や教職員は基本的に不要とし、「登下校時の混雑した電車やバス」「校外学習での医療機関や高齢者施設の訪問」は着用を推奨するとした。

17 日にも全国の教育委員会に通知する見通し。政府の着用ルールは 13 日から緩和されたが、学校生活では卒業式を除いて 3 月中はこれまで通りの対策を続けている。新型コロナの感染症法上の位置付けが「5 類」に引き下げられる 5 月 8 日以降は、さらなる緩和を検討する。

新ルール案では、対面式のグループワークや合唱など感染リスクが比較的高い学習活動でもマスク着用を求めず、教室の 2 方向の窓を開けて常時換気を行う。換気以外には、グループワークや理科の実験・観察は少人数で実施し、合唱やリコーダーの演奏は前方の子と 1 メートル程度、隣の子と 50 センチ程度の間隔を確保するとした。

給食は「黙食は必要ない」と改めて強調した。

・<u>顔に色が移ったマスク</u>（相談解決のためのテストから No.174）

＜国民生活センター　2023 年 3 月 15 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230315_2.html

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

依頼内容

「黒いマスクを着用したところ、顔の皮膚が黒くなった。商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けました。

調査

当該品は、相談者宅の洗面台の引き出しに 1 年程保管されていたという、素材表示にポリエステルとポリウレタンとある黒色のマスクでした。

相談者によると、複数枚購入したうちの 1 枚を 1 日装着したところ、鼻から頬にかけて黒い色が付着したとのことでした。

そこで、提供された当該品のうち、未使用とされるものについて、JIS L 0844「洗濯に対する染色堅ろう度試験方法」及び JIS L 0849「摩擦に対する染色堅ろう度試験方法」に従って調べました。

マスクの染色堅ろう度に関する JIS の基準はないため、JIS L 4107「一般衣料品」の外衣類及び中衣類用表地の染色堅ろう度の基準を参考値として照らしたところ、洗濯に対する染色堅ろう度については、汚染の判定が基準を下回っており、液汚染（注）もみられ、洗濯により、他の衣類や洗濯液などへ色移りしやすいと考えられました。

また、摩擦に対する染色堅ろう度についても、乾燥試験での判定が基準を下回っており、乾燥状態での摩擦により、擦れる部位に色移りしやすいと考えられました。

（注）JIS L 4107「一般衣料品」には液汚染に関する基準はありません。

解決内容等

依頼センターがテスト結果を発売元の事業者に説明したところ、現在はマスクの製造を行っていないが、再度、製造を行う際は、ロット毎の製品検査等の対策を行うとの回答がありました。

****

[3] <u>爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について（令和５年３月３日薬生総発 0303 第１号・薬生薬審発 0303 第１号・薬生監麻発 0303 第３号）</u>

＜厚生労働省　2023 年 3 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230306I0060.pdf

薬生総発 0303 第１号
薬生薬審発 0303 第１号
薬生監麻発 0303 第３号
令和５年３月３日

各［都道府 県／保健所設置市］ 衛生主管部（局）長 殿

特 別 区

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の
適正な管理等の徹底について

毒物及び劇物や医薬品等の適正な管理等の推進については、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、警察庁警備局警備企画課長より、別添（令和５年３月２日付け「爆発物を使用したテロ等の未然防止のために販売事業者等が講ずる措置の周知・指導の徹底について（依頼）」）において、爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止に向け、これまでの対策を講ずるとともに新たに対策を強化するよう依頼があったところです。

爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理等の徹底については、「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」（令和４年９月 26 日付け薬生総発 0926 第１号・薬生薬審発 0926 第 10 号・薬生監麻発 0926 第４号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）等によりこれまで指導及び周知をお願いしてきたところですが、爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤を取り扱う薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に対して、適切な保管管理の徹底、譲渡手続及び交付制限の厳守等のより一層の指導を行う必要がありますので、下記事項に御留意の上、貴管内関係業者団体に対し傘下業者へのこれらの指導内容の周知徹底を要請する等、貴管内事業者に対する指導について格段の御配慮をお願いいたします。

また、警察官からその職務上、薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力していただくようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本保険薬局協会会長、一般社団法人日本薬局協励会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会会長、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会会長及び公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

１　毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）に規定する毒物及び家庭用劇物以外の劇物について、一般消費者への販売を自粛すること。

２　塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム（以下「爆発物の原料となり得る化学物質」という。）については、関係法令に基づき、譲渡手続や交付制限及び記録等の保存等の適切な管理を行うとともに、以下の確認について努められたい。また、盗難又は紛失事件が発生したときは、速やかに警察署に届けること。

１）毒劇法に規定する劇物の販売時においては、身分証明書等により本人性の確認及び使用目的の確認をするよう努められたいこと。

２）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する劇薬の販売時においては、身分証明書等（法人にあっては当該法人の事業）により本人性を確認するよう努められたいこと。

３）上記物質のうち、劇物又は劇薬に該当しない硝酸カリウムなどの物質についても家庭用の製品を除き、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認及び身分証明書等により本人性を確認するよう努められたいこと。

なお、購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には取引を差し控えること。

３　インターネットを利用した取引を行う場合にも、上記２の措置を確実に行うこと。

４　例えば、過酸化水素を含有する家庭用の製品など、爆発物の原料となり得る化学物質を含有する家庭用の製品についても、取引に際して、通常の取引に比して大量に購入したり、不自然に連続して購入したりするなど、顧客に不審な動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を行うよう努められたいこと。また、

盗難又は紛失を防止するのに必要な措置を講じるなど、適切な保管管理を行うよう努められたいこと。さらに、盗難又は紛失事件が発生したときには、速やかに警察署に届けられたいこと。

５　氏名、住所、若しくは使用目的等を明らかにすることを拒否し又はあいまいにする者等、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報（氏名、住所等の人定事項、電話番号等連絡先、車両ナンバー等）をできる限り把握し、速やかに警察に通報するとともに、不審解明に向けた必要な情報提供をされたいこと。

別添１

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230306I0061.pdf

警察庁丁備企発第41号
令和５年３月２日

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査指導課長
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
殿

警察庁警備局警備企画課

爆発物を使用したテロ等の未然防止のために販売事業者等が講ずる措置の周知・指導の徹底について（依頼）

貴省おかれては、都道府県関係部（局）長等に対して、「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」を発出し、薬局開設者等がとるべき措置を周知・指導するなど、爆発物を使用したテロ等の未然防止のための取組を推進されているところであるが、近年においても、依然として、

○　劇物が偽名を用いた一般消費者に販売されていた事案
○　インターネットで硝酸カリウムを入手するなどし、黒色火薬を製造した事案
○　ホームセンター等において過酸化水素を含有する家庭用製品を入手するなどし、爆発物を製造した　事案

等が検挙されている。

本年には、Ｇ７広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事の開催が予定されている中、薬局、ホームセンター、インターネット通信販売事業者等から入手可能な原料を購入し、インターネット上に散見される爆発物の製造方法等の有害情報を参考にして、爆発物を製造・使用する事案の発生が懸念されるところである。

ついては、爆発物の原料となり得ることから、警察において近年対策を強化している硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウムの11品目について、下記のとおり、これまでの対策を諧ずるとともに新たに対策を強化するよう、改めて依頼するので、関係各位に対して周知・指導を徹底するよう、格段の配意をお願いする。

なお、本件については、各都道府県警察本部に対して通知していることを申し添える。

記

１　11品目の化学物質（硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩索酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）について、一関係法令に基づく譲渡手続や交付制限及び譲渡の記録に関する書面（電磁的記録を含む。）の適切な保管等の遵守並びに盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適正な管理を徹底すること。また、盗難・紛失事案が発生した場合には、速やかに警察に通報すること。

２　11品目の取引に際しては、購入者の氏名、住所等を身分証により確認するなどし、本人性を確実に確認するとともに、使用目的等の確認を行うこと。また、購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には取引を差し控えること。

３　11品目のうち、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律303殴。）に規定する劇物については、使用目的を確認し、使用目的を合理的・具体的に説明できない一般消費者には販売を差し控えるなど、その取扱いに特に留意すること。

４　11品目のうち、硝酸カリウムについては、使用目的が農作物の栽培であること等を確実に確認し、使用目的を合理的・具体的に説明できない一般消費者には販売を差し控えること。

５　インターネットを利用した取引が爆発物の原料の入手に悪用されている実態にあることから、インターネットにおける取引について、特に、上記１～４の措置を確実に講じること。

６　11 品目の化学物質を含有する家庭用製品についても、例えば、過酸化水素を含有する家庭用製品の取引に際して、通常の取引に比して大量に購入したり、不自然に連続して購人したりするなど、顧客に不審な動向かある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を行うこと。

７　上記６に掲げる場合のほか、氏名、住所、又は使用目的等を明らかにすることを拒否し又はあいまいにする者等、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報（人定事項、電話番号等連絡先、車両ナンバー等）をできる限り把握し、速やかに警察に通報するとともに、その後の捜査等に協力すること（これまで事業者からの通報により、爆発物の製造事案が検挙され、被害が防止された事例がある。）。

８　都道府県関係部（局）長等に対して、警察官からその職務上、薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力すること。

****

[4] 病院におけるアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査の調査結果について

＜厚生労働省　2023 年３月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31591.html

病院におけるアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査の結果を取りまとめましたので、公表いたします。

【調査結果のポイント】

〔吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査〕

○　調査時点は令和４年 10 月１日

○　アスベストのばく露のおそれのある場所を有する病院数は５病院（令和２年２月公表時（前回）は 10 病院）

○　分析調査依頼中又は分析調査依頼予定の病院数は４病院（令和２年２月公表時（前回）では８病院）

〔アスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査に係るフォローアップ調査〕

○　調査時点は令和４年 10 月１日

○　アスベストのばく露のおそれのある場所を有する病院数は 65 病院（令和２年２月公表時（前回）では 79 病院）

○　分析調査依頼中又は分析調査依頼予定の病院数は 104 病院（令和２年２月公表時（前回）では 238 病院）

病院に係るアスベスト除去等の取組については、従前から、使用実態の調査及びその結果を踏まえた指導を行っております。

〔吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の経緯〕

・　患者等を長期にわたり入院させ、良質かつ適切な医療を提供する病院においては、アスベストによる健康被害を未然に防止することはきわめて重要であることから、平成 20 年５月に病院における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、平成 20 年９月にその調査結果を公表

・　平成 20 年 10 月、平成 21 年 12 月、平成 24 年２月、平成 28 年７月、平成 29 年７月及び令和元年７月にフォローアップ調査を実施し、平成 21 年３月、平成 22 年３月、平成 24 年３月、平成 28 年 12 月、平成 29 年 12 月及び令和２年２月に調査結果を公表

・　令和４年 10 月にフォローアップ調査を実施

〔アスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の経緯〕

・　石綿障害予防規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 50 号）において、吹付けアスベストに加え、建築物等に張り付けられたアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材についても、損傷、劣化等により、労働者がアスベストにばく露するおそれがあるときは、事業者は、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとしたことを踏まえ、平成 28 年７月に病院におけるアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査を実施し、平成 28 年 12 月にその調査結果を公表

・　平成 29 年７月及び令和元年７月にフォローアップ調査を実施し、平成 29 年 12 月及び令和２年２月に調査結果を公表

・　令和４年 10 月にフォローアップ調査を実施

今般、令和４年 10 月に実施した吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアス

ベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査に係るフォローアップ調査の結果を取りまとめましたので、別紙のとおりお知らせします。

なお、厚生労働省としては、調査結果を踏まえ、都道府県等に対して以下のとおり病院に対する指導等を要請しました。

＜アスベストのばく露のおそれのある場所を有する病院への対応＞

・ 都道府県において、速やかに医療法第 25 条第１項に基づく立入検査を行うなどにより、真にアスベストのばく露のおそれがあるかどうかを確認すること
・ 確認の結果、アスベストのばく露のおそれがある場合には、厚生労働省に報告するとともに、患者の安全対策等に万全を期すためにも、直ちに医療法第 24 条第１項に基づく、施設の使用制限、修繕等の命令等を行うこと
・ アスベストのばく露のおそれのある場所については、除去等の措置が行われるまでの間、立入禁止措置、当該場所に管理上立ち入る際の労働者の呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣の使用の徹底等が行われるよう、改めて指導の徹底を図ること

＜分析調査依頼中又は分析調査依頼予定の病院への対応＞

・ 確実かつ早急に分析調査が行われるよう、分析調査の実施時期・内容、病院におけるアスベストの使用が疑われる場所、粉じんの飛散の可能性、分析調査の実施時期を明確にできない合理的な理由を、令和５年中に都道府県に報告すること
・ 当該報告がない場合や、合理的な理由がないにも関わらず病院が分析調査の時期を明確にしない場合は、速やかに医療法第 25 条第１項に基づく必要な報告を命じること
・ アスベストの有無は不明であっても、病院において目視等により粉じんの飛散が疑われる場所がある場合や、病院の報告結果から、都道府県において、アスベストによる粉じんの飛散の危険性が高いと判断される場所がある場合は、アスベストの粉じんが飛散しているものとみなし、当該場所への立入禁止措置、当該場所に管理上立ち入る際の労働者の呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣の使用の徹底等が行われるよう、改めて指導の徹底を図ること

＜未回答の病院への対応＞

・ 令和５年３月までに回答するよう改めて指導するとともに、回答に協力しない場合は、速やかに医療法第 25 条第１項に基づく必要な報告を命じること

＜都道府県労働局との連携＞

・ 都道府県は、石綿障害予防規則第 10 条第１項又は第２項に違反する可能性がある病院が、アスベストのばく露のおそれがある場所における除去等の措置や、アスベストのばく露のおそれがある場所に病院職員等が管理上立ち入る場合の呼吸用保護具等の使用について指導等に従わない場合は、都道府県労働局に相談すること
・ 都道府県は、アスベストの除去等の措置や分析調査等に関して石綿障害予防規則で求めている事項等に係る内容についても、必要に応じて都道府県労働局に相談すること
・

（別紙）調査結果　　https://www.mhlw.go.jp/content/10802000/001069115.pdf

医政発 0310 第３号
令和５年３月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

病院におけるアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ
調査の結果の公表及び今後の対応等について（通知）

病院におけるアスベスト（石綿）対策については、「病院におけるアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査の結果の公表及び今後の対応等について（通知）」（令和２年２月 14 日付け医政発 0214 第１号厚生労働省医政局長通知）により「病院におけるアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォ

ローアップ調査」の結果を公表し、適切な対応をお願いするとともに、アスベストのばく露のおそれがある場所を有している病院（以下、「要措置病院」という。）、分析調査依頼中又は分析調査依頼予定の病院及び未回答の病院のその後の状況について、改めて報告をお願いする旨通知したところです。今般、別添のとおり、病院におけるアスベスト使用実態調査に係るフォローアップ調査の結果を公表しましたので通知します。

貴職におかれましては、要措置病院等について下記事項に留意の上、引き続き適切な対応をお願いいたします。

記

１．要措置病院への対応について

石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 10 条において、労働者がアスベストにばく露するおそれがあるときは、事業者の義務として、吹き付けられたアスベスト又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置（以下「除去等」という。）を講じなければならないとされていることから、要措置病院に対し、確実かつ早急に除去等の措置が行われることが必要です。

要措置病院の中には、アスベストがあることは確認しているものの、飛散状況等の分析調査までは行っておらず、アスベストのばく露のおそれがあるか不明の病院や、アスベストを有する部屋を立入禁止にするなど「囲い込み」に該当する可能性のある措置を行っている病院も含まれているものと考えられます。そのため、まずは、速やかに医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第１項に基づく立入検査を行うなどにより、真にアスベストのばく露のおそれがあるかどうかを確認するようお願いします。

確認の結果、アスベストのばく露のおそれがある場合には、厚生労働省に報告するとともに、患者の安全策等に万全を期すためにも、直ちに医療法第 24 条第１項に基づく、施設の使用制限、修繕等の命令を行うなどの対応をお願いします。

併せて、アスベストのばく露のおそれのある場所については、除去等の措置が行われるまでの間、立入禁止措置、当該場所に管理上立ち入る際の労働者の呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣の使用の徹底等が行われるよう、改めて指導の徹底を図るようお願いします。

以上の対応については、保健所設置市又は特別区の医療監視部門と十分連携するとともに、特に病院に対する立入検査の際においても重点的に指導等をお願いします。

２．分析調査依頼中又は分析調査依頼予定の病院への対応について

分析調査依頼中又は分析調査依頼予定の病院に対しては、確実かつ早急に分析調査が行われるよう、分析調査の実施時期・内容、病院におけるアスベストの使用が疑われる場所、粉じんの飛散の可能性、分析調査の実施時期を明確にできない合理的な理由を、令和５年中に都道府県に報告するよう、指導をお願いします。

当該報告がない場合や、合理的な理由がないにも関わらず病院が分析調査の時期を明確にしない場合は、速やかに医療法第 25 条第１項に基づく必要な報告を命じるようお願いします。

併せて、アスベストの有無は不明であっても、病院において目視等により粉じんの飛散が疑われる場所がある場合や、病院の報告結果から、都道府県において、アスベストによる粉じんの飛散の危険性が高いと判断される場所がある場合は、アスベストの粉じんが飛散しているものとみなし、当該場所への立入禁止措置、当該場所に管理上立ち入る際の労働者の呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣の使用の徹底等が行われるよう、改めて指導の徹底を図るようお願いします。

以上の対応については、保健所設置市又は特別区の医療監視部門と十分連携するとともに、特に病院に対する立入検査の際においても重点的に指導等をお願いします。

分析調査の結果、アスベストのばく露のおそれがあると判明した場合は、上記１のとおり対応をお願いします。

３．未回答の病院への対応について

未回答の病院に対しては、令和５年３月までに回答するよう改めて指導するとともに、回答に協力しない場合は、速やかに医療法第 25 条第１項に基づく必要な報告を命じるようお願いします。

また、保健所設置市又は特別区の医療監視部門と十分連携するとともに、特に病院に対する立入検査の際においても重点的に指導等をお願いします。

回答や報告の結果、アスベストのばく露のおそれがある場合や、分析調査を実施する必要がある場合は、上記１又は２のとおり対応をお願いします。

４．補助金の活用について

アスベストの除去等及び分析調査の促進を図るため、除去等及び分析調査に係る補助金（医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金）の活用について、要措置病院等に対し、周知をお願いします。

５．都道府県労働局との連携について

石綿則第 10 条第１項又は第２項に違反する可能性がある病院が、アスベストのばく露のおそれがある場所における除去等の措置や、アスベストのばく露のおそれがある場所に病院職員等が管理上立ち入る場合の呼吸用保護具等の使用について指導等に従わない場合は、都道府県労働局に相談していただくようお願いします。

また、アスベストの除去等の措置や分析調査等に関して石綿則で求めている事項等に係る内容についても、必要に応じて都道府県労働局に相談していただくようお願いします。

６．今後の対応について

今回の調査結果における要措置病院、分析調査依頼中又は分析調査依頼予定の病院及び未回答の病院に対しては、その後の状況について、後日改めて報告をお願いする予定ですので、御了知ください

****

[5] 「石綿による疾病の認定基準について」の一部改正について（令和５年３月１日基発 0301 第１号）

＜厚生労働省　2023 年３月６日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230306K0050.pdf

基 発 0301 第 1 号
令和５年３月１日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

「石綿による疾病の認定基準について」の一部改正について

石綿による疾病の労災認定については、平成 24 年３月 29 日付け基発 0329 第２号（平成 25 年 10 月 1 日付け基発 1001 第８号により一部改正）により指示しているところであるが、今般、石綿小体計測マニュアルが改訂されたことから、下記のとおり改めることとしたので、今後の取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

記の第３の１の（１）中「現時点においては独立行政法人労働者健康福祉機構・同環境再生保全機構発行の「石綿小体計測マニュアル（第２版）」」を「独立行政法人労働者健康安全機構・同環境再生保全機構発行「石綿小体計測マニュアル」の最新版」に改める。

****

[6] 米が厳格規制、「永遠の化学物質」の有害性とは

＜Forbes JAPAN　2023 年３月 16 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/8a15c0ed3d1b9e73a055f6bedb20b62b79a99c6c

米環境保護局（EPA）は 14 日、がん発症リスクなどの有害性が指摘されている「有機フッ素化合物（PFAS）」について、飲み水に含まれる濃度の規制値案を公表した。代表的な PFAS である「ペルフルオロオクタン酸（PFOA）」と「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）」については、確実に測定できる最小値である 4ppt（1 リットルあたり 4 ナノグラム）という厳しい水準を設けた。年内に最終的な規制を策定する見通しだ。

PFAS は水をはじき、くっつきにくい性質があり、1940 年代からさまざまな日用品で採用されてきた。フッ素樹脂コーティングされたフライパン、撥水（はっすい）加工された服、ピザ箱などの食品包装、マスク、化粧品などに使われている場合がある。

半面、PFAS は炭素とフッ素が強力に結びついているため自然界で分解しにくく、環境に残ったり飲み水を汚染したりしやすい。そのため「永遠の化学物質」とも呼ばれる。

PFAS へのばく露は、確実な検出が難しいほどの低い水準であっても、有害で人体を危険にさらす可能性がある。米疾病対策センター（CDC）などによると、これまでの研究で、PFAS へのばく露と免疫機能の低下、腎臓がんや精巣がんなどとの関連性が示されている。

このほか、女性の受精能力の低下や妊婦の高血圧症、子どもの発育障害、自然なホルモン分泌の阻害、コレステロール値の上昇とも関連づけられている。

PFAS 汚染はまん延しているとみられる。CDC によると、米国で 1999～2000 年に採取された血液サンプルでは 98%

から PFAS が検出された。また、世界の 330 種あまりの動物からも検出されており、研究では動物も人間と同様の健康被害を受ける可能性が示されている。
2000 年代以降、一部の PFAS については製造段階での使用が段階的に廃止されてきたため、それらの物質に関しては血中濃度も下がってきている。また素材大手の米 3M は昨年、PFAS の製造を 2025 年末までに打ち切る方針を明らかにしている。
EPA の水担当幹部であるラディカ・フォックスは、今回の規制値案は「根本的な変化」をもたらすと強調した。EPA の見積もりでは、国内で約 1 億人の PFAS ばく露が減る可能性があるという。
ジョー・バイデン政権は飲み水に含まれる PFAS の濃度を制限する案を支持しており、2021 年 10 月に EPA や国防総省、食品医薬品局（FDA）などの連邦機関による PFAS 汚染対策計画を公表した。昨年 6 月には EPA が一部の PFAS について健康勧告を出すことや、超党派インフラ法を通じて飲み水の「PFAS 汚染の最前線にあるコミュニティーへの支援」に 10 億ドル（約 1300 億円）を拠出することを明らかにしていた。
一部の州はすでに PFAS を規制する法律を制定している。ウィスコンシン州が昨年 2 月、飲み水の PFAS 濃度に制限を設けたほか、メーン州は 2021 年 7 月、PFAS の使用を 2030 年までにあらゆる製品で禁止することを決めている。
****

[7] ***農薬***

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2023 年 3 月 10 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/
****

[8] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全関係情報を更新しました（最新 2 週間（令和 5 年 2 月 11 日～2 月 24 日）の海外情報）
＜内閣府食品安全委員会　2023 年 3 月 10 日＞
https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2023&from_month=2&from_day=11&to=struct&to_year=2023&to_month=2&to_day=24&max=100

◇食品関連情報（食品中の化学物質に関する情報）
＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)＞　http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/chemical/index-topics.html
「食品安全情報」(隔週刊)からトピックスが更新された。
****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇既存物質に係るポジティブリスト（別表第１）の意見募集について
＜厚生労働省　2023 年 3 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html
○意見募集で寄せられた意見、質問を踏まえ検討中の方針について（令和５年３月６日時点）
https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000995368.pdf

◇「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（案）及び化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針（案）」に関する意見募集について
＜厚生労働省　2023 年 3 月 6 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220426&Mode
---

◇革新的な省 CO2 実現のための部材（GaN）や素材（CNF）の社会実装・普及展開加速化事業補助金の追加公募開始について
＜環境省　2023 年 3 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/111025_00001.html
---

[公募結果、意見募集結果]

◇「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について
＜環境省　2023 年 3 月 9 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220057&Mode=1

◇「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について
＜環境省　2023 年 3 月 9 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220058&Mode=1

◇水質汚濁に係る環境基準について付表６のシマジン及びチオベンカルブの測定方法の改正案に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について
＜環境省　2023 年 3 月 9 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220047&Mode=1
****

[10] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・遺伝子組換え食品等専門調査会（第 234 回）の開催について【3 月 23 日開催】
＜内閣府　2023 年 3 月 16 日＞　https://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_234.html
（１）遺伝子組換え食品等の安全性評価基準改正の検討について
（２）その他

・遺伝子組換え食品等専門調査会（第 235 回）の開催について（非公開）【3 月 23 日開催】
＜内閣府　2023 年 3 月 16 日＞　https://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_235.html
（１）遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価について
　・Trichoderma reesei RF6197 株を利用して生産されたペクチナーゼ
　・Trichoderma reesei RF6201 株を利用して生産されたペクチナーゼ
（２）その他

・第 11 回医薬品等行政評価・監視委員会を開催します　　３月 23 日
＜厚生労働省　2023 年 3 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o0c0953DjHeN5fUxY
　・委員の求めに応じた個別事項への対応について
　・医薬品等行政評価・監視委員会における海外調査について
　・医薬・生活衛生局からの定期報告について
　・その他

・第１８回厚生科学審議会健康危機管理部会　　３月２２日
＜厚生労働省　2023 年 3 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m38Mz6X7tE-13cwJY
（１）委員改選の報告
（２）国立健康危機管理研究機構法案について
（３）健康危機管理調整会議の開催状況について
（４）国際保健規則（IHR２００５）に基づく活動について
（５）世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）について

・有明海・八代海等総合調査評価委員会（第 51 回）の開催について　　３月 24 日
＜環境省　2023 年 3 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01316.html
（１）第 10 回小委員会における取組について
（２）再生方策の取組状況について
（３）令和４年度分かりやすい資料について
（４）その他
****

[11] *海外の化学物質管理情報*

◇「米国及び EU 等における内分泌かく乱物質の規制動向」を掲載しました。
＜経済産業省　2023 年 3 月 6 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/naibunpi/endcrin2023_May.pdf
---
◇「米国及び EU におけるナノ材料の規制動向」を掲載しました。
＜経済産業省　2023 年 3 月 6 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/nanom/nano2023_February.pdf
---
＜NITE 化学物質管理関連情報　第 624 号　2023 年 3 月 15 日　から＞

〇国際

・Series on Risk Management - Publications by number
＜経済協力開発機構(OECD)　2023 年 3 月 8 日＞
https://www.oecd.org/env/ehs/risk-management/series-on-risk-management-publications-by-number.htm
リスク管理に関する文書及び付属書が公開された.
〇No.79 Economic instruments to incentivise substitution of chemicals of concern - a review (Glossy - Mono)
〇No.78 Lessons Learned from Third-Party Approaches that Support Substitution of Chemicals of Concern (Glossy - Mono)
〇No.77 Cross Country Analysis: Approaches to Support Alternatives Assessment and Substitution of Chemicals of Concern - 2nd edition (Glossy - Mono)
〇No.76 Report - OECD Workshop on Flexible Food-Grade Plastic Packaging (Glossy - Mono - Annex 1 - Annex 2)
・Webinar replay:Integrated Approaches to Testing and Assessment (IATA) concepts and OECD Case Studies
＜経済協力開発機構(OECD)＞　https://www.oecd.org/chemicalsafety/risk-assessment/iata/
2022 年 12 月 16 日に開催された、IATA の開発と OECD ケーススタディについてのウェビナーの動画が公開された。

〇欧州

・Commission Implementing Decision (EU) 2023/470 of 2 March 2023 not approving d-Allethrin as an existing active substance for use in biocidal products of product-type 18 in accordance with Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance)
＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 6 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32023D0470&qid=1678156778176
d-Allethrin について、殺生物性製品に使用する既存活性物質として承認しない旨の欧州委員会執行決定が官報公示された。発効日は 2023/03/26。
・Commission Implementing Decision (EU) 2023/471 of 2 March 2023 postponing the expiry date of the approval of 4,5-Dichloro-2-octyl-2H-isothiazol-3-one for use in biocidal products of product-type 8 in accordance with Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance)
＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 6 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32023D0471&qid=1678156778176
4,5-Dichloro-2-octyl-2H-isothiazol-3-one について、殺生物性製品に使用する既存活性物質としての承認の有効期限を 2025/12/31 まで延長する欧州委員会執行決定が官報公示された。発効日は 2023/03/26。
・Commission Regulation (EU) 2023/464 of 3 March 2023 amending, for the purpose of its adaptation to technical progress, the Annex to Regulation (EC) No 440/2008 laying down test methods pursuant to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council on the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (Text with EEA relevance)
＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 6 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32023R0464&qid=1678156097811
REACH 規則の試験方法を規定する欧州規則(EC)No 440/2008 の附属書を改正する欧州委員会規則が官報公示された。発

効日は 2023/03/26。

・SCCS - Minutes of the Working Group meeting on Cosmetic Ingredients of 22-23 February 2023

＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 6 日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/sccs-minutes-working-group-meeting-cosmetic-ingredients-22-23-february-2023-2023-03-06_en

2 月 22 日～23 日開催の化粧品原料に関する SCCS（Scientific Committee on Consumer Safety）の作業部会の議事録が公開された。

・Antitrust: Commission confirms unannounced inspections in the fragrance sector

＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 7 日＞

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_1532

欧州委員会による香料業界における抜き打ち検査実施に関してニュースが掲載された。EU の独占禁止法に違反している可能性があることを懸念して実施されたもの。

・SCCS - Minutes of the Working Group meeting on Nanomaterials in Cosmetic Products of 27 February 2023

＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 7 日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/sccs-minutes-working-group-meeting-nanomaterials-cosmetic-products-27-february-2023-2023-03-07_en

2 月 27 日開催の化粧品中のナノ材料に関する SCCS の作業部会の議事録が公開された。

・Industrial Forum reconvenes to exchange on key industrial competitiveness matters

＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 7 日＞

https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/industrial-forum-reconvenes-exchange-key-industrial-competitiveness-matters-2023-03-07_en

第 6 回産業フォーラムに関するニュースが掲載された。

・Growing number of studies detect antibiotics, medicines and caffeine in groundwater

＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 8 日＞

https://environment.ec.europa.eu/news/growing-number-studies-detect-antibiotics-medicines-and-caffeine-groundwater-2023-03-08_en

地下水中の抗生物質、医薬品、カフェイン等を検出する研究に関するニュースが掲載された。

・Dangerous substances - List of authorisation decisions taken by the EEA EFTA States in accordance with Article 64(8) of Regulation (EC) 1907/2006 (REACH) in the first half of 2022 2023/C 87/10 Subcommittee I on the free movement of goods To be noted by the EEA Joint Committee

＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 9 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:E2023G0309(03)

2022 年上期に EEA EFTA 加盟国が REACH 規則に従って行った認可決定のリストが官報公示された。

・Dangerous substances - List of authorisation decisions taken by the EEA EFTA States in accordance with Article 44(5) of Regulation (EU) 528/2012 in the first half of 2022 2023/C 87/09 Subcommittee I on the free movement of goods To be noted by the EEA Joint Committee→

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3AE2023G0309%2802%29&qid=1678414100478

＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 9 日＞

2022 年上期に EEA EFTA 加盟国が殺生物性製品規則に従って行った認可決定のリストが官報公示された。

・SCHEER - Final Opinion on "Draft Environmental Quality Standards for Priority Substances under the Water Framework Directive" - Tributyltin Compounds

＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 10 日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-final-opinion-draft-environmental-quality-standards-priority-substances-under-water-framework-2023-03-10_en

Tributyltin Compounds の水枠組み指令に基づく環境品質基準案に関して、SCHEER（Scientific Committee on health, Environmental and Emerging）による最終意見が掲載された。

・Refinement Prize 2023: Call for submissions
＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 10 日＞
https://single-market-economy.ec.europa.eu/calls-expression-interest/refinement-prize-2023-call-submissions_en
動物実験代替に関する標記の募集についてのニュースが掲載された。募集は 2023/10/16 まで。
・Business Planet: Europe in race to secure raw materials critical for energy transition
＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 10 日＞
https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/business-planet-europe-race-secure-raw-materials-critical-energy-transition-2023-03-10_en
標記に関するニュースが掲載された。レアアースの確保に関するもの。
・SCHEER - Final Opinion on "Draft Environmental Quality Standards for Priority Substances under the WFD"-5-6 rings PolyAromatic Hydrocarbons (PAHs)
＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 10 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-final-opinion-draft-environmental-quality-standards-priority-substances-under-wfd-5-6-rings-2023-03-10_en
5-6 rings PolyAromatic Hydrocarbons (PAHs)の水枠組み指令(WFD)に基づく環境品質基準案に関して、SCHEER による最終意見が掲載された。
・Harmonised classification and labelling consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 3 月 6 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation
CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示(CLH)案が公開された。意見募集は 2023/05/05 まで。
・Authorities and ECHA push for compliance with authorisation duties
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 3 月 8 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/authorities-and-echa-push-for-compliance-with-authorisation-duties
REACH の認可義務の査察に関するニュースが掲載された。ユーザーの大多数がリスク管理の認可要件を遵守していた。
・Highlights from March BPC meeting
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 3 月 8 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/highlights-from-march-2023-bpc-meeting
3 月に開催された BPC (Biocidal Products Committee) 会合のハイライトが公表された。
・OECD eChemPortal updated with latest ECHA data
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 3 月 9 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/oecd-echemportal-updated-with-latest-echa-data
eChemPortal のアップデートに関するニュースが掲載された。
・Restriction of per- and polyfluoroalkyl substances (PFASs) under REACH
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 3 月 9 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/restriction-of-per-and-polyfluoroalkyl-substances-pfass-under-reach
REACH 規則に基づく PFAS 制限提案に関する説明会(ウェビナー)についてニュースが掲載された。開催日は 2023/04/05。
・欧州委員会、EU 内の湿地における鉛弾の所持・使用の禁止措置が発効と報告 (EU／2023.02.16 発表)
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2023 年 3 月 8 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48965&oversea=1

○米国

・National Emission Standards for Hazardous Air Pollutants: Coal- and Oil-Fired Electric Utility Steam Generating Units-Revocation of the 2020 Reconsideration and Affirmation of the Appropriate and Necessary Supplemental Finding
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 3 月 6 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2023/03/06/2023-03574/national-emission-standards-for-hazardous-air-pollutants-coal--and-oil-fired-electric-utility-steam
石炭および石油火力発電の電気事業用蒸気発生装置の国家排出基準(NESHAP：National Emission Standards for Hazardous Air Pollutants)に関する標記の最終措置が官報公示された。発効日は 2023/03/06。
〇WTO/TBT 通報　→ https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1837%2FAdd.1
・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (21-3.5e)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 3 月 6 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/03/06/2023-04157/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-21-35e
TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する最終規則が官報公示された。公布日は、2023/03/20、発効日は 2023/05/05。
〇WTO/TBT 通報　→ https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1882%2FAdd.1
・Biden-Harris Administration Announces Availability of $16 Million for Pollution Prevention in Environmental Justice Communities
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 3 月 8 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/biden-harris-administration-announces-availability-16-million-pollution-prevention
環境正義の推進に向けた 2 つの新たな助成金に関して標記のニュースが掲載された。
〇関連ニュース　→
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-16-million-pollution-prevention-grants-funded-bipartisan-infrastructure
・Biden-Harris Administration Proposes Stronger Limits on Water Pollution from Power Plants
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 3 月 8 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/biden-harris-administration-proposes-stronger-limits-water-pollution-power-plants
石炭火力発電所に適用される廃水排出基準の強化に関するニュースが掲載された。公聴会は 2023/04/20、25 に開催される。
・National Emission Standards for Hazardous Air Pollutants: Wood Preserving Area Sources Technology Review; Technical Correction for Surface Coating of Wood Building Products
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 3 月 8 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/03/08/2023-04376/national-emission-standards-for-hazardous-air-pollutants-wood-preserving-area-sources-technology
標記の NESHAP に関する最終規則が官報公示された。内容は、木造建築製品の表面コーティングに対する技術的修正等。発効日は 2023/03/08。
〇WTO/TBT 通報　→ https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1369%2FAdd.3
・Register for Part Two of EPA’s Webinar Series on Reviewing Mixed Metal Oxides
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 3 月 9 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/register-part-two-epas-webinar-series-reviewing-mixed-metal-oxides
TSCA に基づく混合金属酸化物の標準化された評価プロセスに関するウェビナーについてのニュースが掲載された。開催日は 2023/03/30。
・Statement by Administrator Regan on the President’s FY 2024 Budget
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 3 月 9 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/statement-administrator-regan-presidents-fy-2024-budget
2024 年度予算に関する EPA 長官による声明のニュースが掲載された。
・Agency Information Collection Activities; Proposed Renewal Collection and Request for Comment; Regulation

of Persistent, Bioaccumulative, and Toxic Chemicals Under TSCA Section 6(h)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 3 月 10 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/03/10/2023-04872/agency-information-collection-activities-proposed-renewal-collection-and-request-for-comment
標記のとおり、TSCA セクション 6(h)に関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2023/05/09 まで。
・Request for Information on Chronic Hazards Associated With Gas Ranges and Proposed Solutions
＜米国消費者製品安全委員会（US CPSC）　2023 年 3 月 7 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/03/07/2023-04554/request-for-information-on-chronic-hazards-associated-with-gas-ranges-and-proposed-solutions
ガスレンジ等の使用に関連する慢性的な化学的危険性と提案された解決策等に関する情報募集が官報公示された。締切は 2023/05/08。
・G/TBT/N/USA/1970
Hazardous Materials: Adoption of Miscellaneous Petitions and Updating Regulatory Requirements
＜米国　2023 年 3 月 6 日＞　https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1970
米国パイプライン･危険物安全局（PHMSA）より、標記の提案規則が WTO/TBT 通報された。意見募集は 2023/05/02 まで。

〇スイス連邦
・G/TBT/N/CHE/276
Annexes 2 and 3 of the Ordinance on Protection against Dangerous Substances and Preparations (Chemicals Ordinance; ChemO)
＜スイス連邦　2023 年 3 月 6 日＞　https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FCHE%2F276
標記の附属書について WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2023/05/05 まで。発効は 2023/07/01。

〇オーストラリア
・Variation of Inventory listing following revocation of CBI approval - 7 March 2023
＜オーストラリア　2023 年 3 月 7 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/variation-inventory-listing-following-revocation-cbi-approval-7-march-2023
工業化学品（2 物質群）の固有名称について、秘密企業情報（CBI）として扱うことの承認が取り消されたことを受け、インベントリ情報が変更された。
****

[12] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*
・サル痘の患者の発生について
＜厚生労働省　2023 年 3 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y4f0N10DTLdNJc_xY

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*
・熱を“宇宙に”逃がす、貼ると工場内温度が最大 15℃低下するフィルム型新素材
＜MONOist　2023 年 3 月 16 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/71e4063643d16382b1c9480466462a8b7dc4a4a6
　放射冷却素材を開発するスタートアップである SPACECOOL は、「第 2 回脱炭素経営工場 EXPO」（2023 年 3 月 15～17 日、東京ビッグサイト）で、独自技術によって太陽光の熱を防ぎつつ内部冷却を実現する素材「SPACECOOL（スペースクール）」を展示している。

ゼロエネルギーで冷却効果
　SPACECOOL は大阪ガスの放射冷却素材に関する研究成果を基に、同社からスピンアウトして 2021 年 4 月に設立

された企業である。ENEOS ホールディングスや本田技研工業などと実証実験を実施している。

SPACECOOL は照射された太陽光の熱を防ぐとともに、同素材を付与した物体内部の熱を逃がして冷却効果を生む。素材の熱の反射率と放射率は共に約 95%。フィルム型の場合は工場設備やトラックのコンテナ、工場など建造物の屋上や外壁に貼り付ける形で使用する。フィルム形状の他に、膜材料の形態などでも素材提供を行っている。

実証実験において工場への SPACECOOL 導入効果を検証したところ、同素材の施工箇所と非施工箇所で天井内部の温度に約 15℃の違いが見られたという。また、分電盤に施工した場合は、施工前後で空調設備の消費電力が晴天日で約 21%、雨天時や曇天日を含めても約 20%削減できると確認した。「電気代の高騰が続く中、ゼロエネルギーで消費電力を 2 割程度減らせるのは大きな意味を持つだろう」(SPACECOOL の担当者)。

こうした性能を実現した背景には、SPACECOOL の放射冷却の技術がある。放射冷却とは物体から熱が逃げて冷えていく現象であり、代表例として夜間に地表面の熱が大気を通り宇宙空間へと放出される様子がしばしば挙げられる。ただし、宇宙空間にまで熱が抜けるには、赤外線の中でも限られた 8～13μm の波長域（いわゆる「大気の窓」）で放出されなければならない。SPACECOOL は特殊な多層構造のフィルムを用いることで入射光をこの波長域で光学的に制御しており、これによって貼り付けた物体内部の熱を放出させやすくしている。

SPACECOOL は屋外環境でも使用に耐え得る素材として設計されており、「促進劣化試験を通じて 6 年以上は反射率と放射率に変化が生じないことを確認している。おそらく 10 年程度は確実に使えるだろう」（同担当者）という。価格はフィルム型の場合、1 ロール（幅 1.25×長さ 25m）で約 17 万円となっており、1m2 当たりで約 6000 円。

SPACECOOL の担当者は「工場には設備構造や製造プロセスの都合など、さまざまな事情で空調設備を利用できないエリアもある。SPACECOOL はそうしたケースでも屋内温度の低下に貢献する素材として活躍するはずだ」と説明した。

◇*その他*

・近畿大学　司法解剖の受託は６月再会　目指し

近大元教授の司法解剖「水増し請求」15 年前から　近大は大阪府警に全額返還へ　被害総額 1 億 5000 万円

＜関西テレビ　2023 年 3 月 16 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/500439

https://news.yahoo.co.jp/articles/83221de0668a899c90a1e16c8dbed565c58f5bc2

約 9000 万円をだまし取った罪などに問われている近畿大学の元教授について、大学の調査の結果、少なくとも 15 年前から不正があったことが明らかになりました。

近畿大学医学部の元教授・巽信二被告（68）は大阪府警に司法解剖の検査費用などを水増し請求したほか、大学に経費を不正請求し、あわせて 9000 万円ほどをだまし取った詐欺の罪などに問われています。

近畿大学が調査したところ、被害総額は約 1 億 5000 万円にのぼり、不正は巽被告が主任教授となった 15 年前から行われていたことがわかりました。

近畿大学は、司法解剖の水増し請求分を大阪府警に返還する方針です。また、現在中止している司法解剖の受託については 6 月の再開を目指すということです。

****

[付録]

◇「定期購入」トラブル急増！！

ー低価格を強調する販売サイトには警戒が必要！ー

＜国民生活センター　2023 年 3 月 15 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230315_4.html

通信販売での「定期購入」に関する相談が全国の消費生活センター等に引き続き多く寄せられています。改正特定商取引法施行後も相談件数は増加しています。

年度別相談件数：2021 年度は 58,526 件、2022 年度は 2023 年 2 月末までで 74,146 件です。

2022 年度の月別相談件数：4 月は 6,821 件、5 月は 7,418 件、6 月は 6,333 件、7 月は 5,253 件、8 月は 5,708 件、9 月は 6,264 件、10 月は 6,194 件、11 月は 6,631 件、12 月は 7,700 件、1 月は 10,313 件です。

（注 1）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消

費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。相談件数等は 2023 年 2 月 28 日までの PIO-NET 登録分。

（注 2）相談件数等は 2023 年 2 月 28 日までの PIO-NET 登録分。

相談事例

低価格で購入したつもりが、4 回の購入が条件の定期購入契約だった

1 週間前、スマートフォンで、通常価格 1 万円以上する美容液が初回限定で約 2,000 円で購入できるとの広告を見て、販売サイトにアクセスしてチャット形式の入力画面で注文した。しばらくして商品が届いたが、同梱されていた納品書に、次回お届け予定日についての記載があるのに気付き、驚いて販売業者に連絡したところ、「初回を含め全 4 回の購入が条件の定期コースになっている」と言われた。「そのような注文をした覚えがない」と伝えたところ、「解約を希望するなら約 1 万円の解約手数料を支払う必要がある」と言われた。定期コースであることも、解約手数料がかかることも知らなかった。解約手数料を支払わずに定期コースを解約したい。

（2023 年 2 月受付　50 歳代　女性）

「いつでも解約可能」な定期購入で化粧品を注文し、初回のみで解約しようとしたが、うまく解約手続きができない

2 週間前、SNS で、定価 1 万円のシミ取りクリームが特別価格約 2,000 円との広告を見て、販売サイトにアクセスし、「いつでも解約可能」な定期コースと認識して注文した。その後、初回の商品が届き、商品を使用してみたが肌に合わなかったので、2 回目の商品が届く前に解約しようと思い、販売業者に電話で連絡した。しかし、電話がなかなかつながらず、つながっても自動音声案内になり、「解約希望」を選択すると携帯電話に SMS を送信すると案内され、うまく解約手続きができなかった。そのため、メールで販売業者に解約したいと連絡したが、返事はなかった。

しばらくして、改めて販売業者に電話で連絡したら、「初回のみで解約する場合は定価との差額約 8,000 円を支払う必要がある」と言われた。定期コースであることは知っていたがいつでも解約できると思っており、初回で解約する際に定価との差額を支払う必要があるとは思っていなかった。どうしたらよいか。

（2023 年 1 月受付　50 歳代　女性）

消費者へのアドバイス

インターネットで注文する際は、契約条件の細部をしっかり確認しましょう

インターネットで注文する際は、契約条件のチェックリストを用いて、契約条件の細部をしっかり確認しましょう。低価格を強調したり、注文を急がせたりする販売サイトでは特に警戒して確認が必要です。

特定商取引法では、販売業者は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務付けられていますが、表示自体はされていても、消費者に誤解を与えるおそれがある、明瞭かつ分かりやすいとは言えない表示もみられます。

「いつでも解約できる」と表示されていても、実際には容易に解約ができないケースもありますので、注文する前に、販売業者の情報や評判を入念に確認しましょう

「いつでも解約できる」と表示されていても、実際解約しようとすると、電話がつながらなかったり、オンライン上の解約手続きがうまく進められなかったりと、容易に解約ができないような販売業者も存在します。安価にお試しできるとの誘い文句にとらわれず、まず販売業者の情報や評判を入念に確認するようにしましょう。

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう

＊消費者ホットライン「188（いやや！）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の 3 桁の電話番号です。

契約条件のチェックリスト

「最終確認画面」はスクロールして最後までしっかり確認しましょう！

注文する前

定期購入が条件になっていませんか？ （定期購入が条件になっている場合、）継続期間や購入回数が決められていませんか？ 支払うことになる総額はいくらですか？

解約の際の連絡手段を確認しましたか？
「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」（返品特約）、解約条件を確認しましたか？
お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか？
※上記の契約条件が記載されている画面はスクリーンショットで保存しましょう。

未成年者の場合は以下の点も確認してください。＊
販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申込んでいますか？
＊法定代理人が目的を定めて処分を許した財産をその目的のために使う行為や、自由な処分を許された財産を使う行為などは法定代理人の同意は不要。また、未成年者が相手を誤信させる目的で、成年者であると伝えたり、法定代理人の同意を得ていないにもかかわらず同意を得ているなどとうそをついたりすること（詐術）により相手を信用させて契約した場合には原則として取り消しはできない。

◇プレートが外れたシャワーヘッド（相談解決のためのテストから No.175）
＜国民生活センター　2023 年 3 月 15 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230315_3.html
　消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

◇研究施設から不審火が…！その後自ら命を絶った山形大学スタッフが「放火未遂」で書類送検されるまで
＜現代ビジネス　2023 年 3 月 16 日＞　https://gendai.media/articles/-/106138

◇研究費 3000 万円を不正使用…！国立・山形大学で前代未聞の不祥事が連発したヤバすぎる背景
＜現代ビジネス　2023 年３月 16 日＞　https://gendai.media/articles/-/106139
********** 以上 **********